

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月7日
【四半期会計期間】	第78期第3四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 弘之
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32 1103
【事務連絡者氏名】	財務部長 石井 武夫
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 東京事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階
【電話番号】	(03)5220 7200
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 齋藤 隆彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第77期 第3四半期連結 累計期間	第78期 第3四半期連結 累計期間	第77期
会計期間		自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 12月31日
売上高	(百万円)	985,751	909,473	1,276,159
経常利益	(百万円)	67,862	28,046	63,495
四半期(当期)純利益	(百万円)	39,989	14,302	26,960
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	22,754	16,500	8,658
純資産額	(百万円)	328,406	315,803	309,914
総資産額	(百万円)	939,487	903,062	900,420
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	114.55	40.97	77.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	114.55	-	77.23
自己資本比率	(%)	31.2	31.7	31.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	53,416	2,212	33,328
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	34,022	36,350	46,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	32,962	16,379	51,927
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	184,125	119,139	133,593

回次		第77期 第3四半期連結 会計期間	第78期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)	31.59	0.65

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

- 2 売上高に消費税等は含まれていません。
- 3 第77期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。
- 4 第78期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の経済環境は、3月までは回復の動きも見られましたが、4月以降は世界経済全体に減速感が広がり、7月以降も目立った改善は見られませんでした。米国では個人消費は緩やかな回復傾向にあるものの、雇用環境は依然として力強さを欠いています。欧州では、雇用情勢の低迷が続き、個人消費は低調に推移しました。アジアや中南米などの新興国では、月を追うごとに経済の減速傾向が鮮明となりました。日本では、復興需要による下支えがありますが、円高の定着や世界経済の減速などにより、景気下振れの懸念が強まりました。

当第3四半期連結累計期間の販売は、マリノ事業が米国や新興国などで増加し、特機事業及び自動車用エンジンも増加しました。一方、二輪車事業の販売は米国では増加しましたが、欧州では減少し、アジア・中南米ではインドネシアやブラジルにおいて需要減少に伴い流通在庫圧縮を目的とした在庫調整を実施したため減少しました。また、前年同期に対し円高になったことによる為替換算影響が498億円ありました。これらの結果、売上高は9,095億円（前年同期比7.7%減少）となりました。

利益面では、コスト削減活動や原材料価格下落、経費削減による増益があったものの、新興国での二輪車販売減少、円高影響に加え、製造物賠償責任引当金の戻入の影響（前年同期126億円、当期21億円）や将来の成長に向けた開発費の増加などにより、営業利益は228億円（前年同期比62.4%減少）、経常利益は280億円（同58.7%減少）、四半期純利益は143億円（同64.2%減少）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間の為替換算レートは米ドル79円（同2円の円高）、ユーロ102円（同11円の円高）となりました。

セグメント別の概況

〔二輪車〕

先進国の販売台数は、米国で前年同期比増加しましたが、欧州では南欧を中心に引き続き需要が低迷し、先進国全体では減少しました。新興国の販売台数は、タイやインドでは増加しましたが、在庫調整を実施したインドネシアやブラジル、景気が減速しているベトナムで減少し、新興国全体では減少しました。これらの結果、二輪車事業の販売台数は452万台（前年同期比81万台、15.2%減少）となりました。売上高は円高影響などもあり5,978億円（同13.6%減少）、営業利益は28億円（同91.6%減少）となりました。

インドネシアでは、7月にフュエル・インジェクション（FI）を新採用し、スポーティな走りや燃費経済性を進化させたモペット JUPITER Z1、9月にMio Jシリーズの新たなバリエーションとしてMio J Sportyを投入しました。また、同国では第3四半期に在庫調整を実施したことにより、在庫水準の適正化が完了しました。インドでは、スクーター需要が伸長する中、同国においては当社初となるスクーターモデルCYGNUS RAYを9月に投入しました。

〔マリノ〕

米国では需要の回復により、船外機やウォータービークルの販売台数が増加しました。また、ロシア、アジア、中南米などの新興国でも船外機の販売台数が増加し、加えて日本では復興需要により漁船・和船、船外機の販売台数が増加しました。これらの結果、マリノ事業全体では、売上高は1,540億円（前年同期比9.7%増加）、営業利益は107億円（同25.4%増加）となりました。

〔特機〕

四輪バギーの販売は減少しましたが、ゴルフカーの販売は米国を中心に増加しました。また、発電機の販売は日本での防災意識の高まりなどにより増加しました。これらの結果、特機事業全体では、売上高は728億円（前年同期比2.3%増加）となりました。営業利益は、製造物賠償責任引当金の戻入の影響（前年同期126億円、当期21億円）などもあり、27億円（前年同期比71.4%減少）となりました。

〔産業用機械・ロボット〕

サーフェスマウンターの販売は、スマートフォンやタブレット端末関連需要が好調に推移しましたが、世界的に設備投資が抑制傾向にあり、全体では減少しました。これらの結果、産業用機械・ロボット事業全体では、売上高は248億円（前年同期比6.7%減少）、営業利益は38億円（同30.4%減少）となりました。

〔その他〕

自動車用エンジンの売上高は震災の影響を受けた前年同期に比べ増加しましたが、電動アシスト自転車の売上高は減少しました。その他の事業全体では、売上高は601億円（前年同期比7.2%増加）、営業利益は29億円（同35.5%減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産が前期末比10億円、固定資産が同16億円増加したことにより、総資産は同26億円増加し9,031億円となりました。また、四半期純利益143億円、配当金の支払い172億円により株主資本が同70億円増加したことなどにより、純資産は同59億円増加し3,158億円となりました。これらの結果、自己資本比率は31.7%、D/Eレシオ（グロス）は1.1倍となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当第3四半期連結累計期間においては22億円のプラス（前年同期は534億円のプラス）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益264億円（同666億円）に対し、売上債権の増加65億円（同78億円の減少）、たな卸資産の増加122億円（同83億円の増加）など運転資金の増加によります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当第3四半期連結累計期間においては364億円のマイナス（前年同期は340億円のマイナス）となりました。これは、新興国での将来の成長に向けた二輪車生産設備の取得などによります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当第3四半期連結累計期間においては164億円のプラス（前年同期は330億円のマイナス）となりました。これは、運転資金の増加などに伴い短期借入により資金調達したことなどによります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間のフリー・キャッシュ・フローは341億円、当第3四半期連結会計期間末の有利子負債は3,027億円、現金及び現金同等物は1,191億円となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金、1,126億円含まれています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリンスポーツ事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通曉した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業 - 世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

(イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

中期経営計画(平成22年度から平成24年度まで)において、平成22年より進めている構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取組んでまいります。

- (a) 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人員体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達の拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取組み、収益改善を進めます。
- (b) 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。
- (c) 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。

(ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮いたしました。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変更や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- (イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。
- (ロ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(二)(a)ないし(g)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとし、必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。「確認決議」とは、下記(ハ)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60営業日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとしますが、当該延長期間も30営業日を上限とするものとします。

- (八) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないものとします(延長される場合には当該理由について開示いたします。)
- (二) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- (a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- () 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - () 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - () 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為
 - () 特定買収行為を行う者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- (b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- (c) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (d) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- (e) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- (f) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- (g) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

- (ヘ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたこと取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとします。

取締役会の判断及びその理由

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

- (イ) 本プランは、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。
- (ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
- (ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。
- そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。
- (ニ) 企業価値委員会は、上記(二)(a)ないし(g)に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとされ、また、当該事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られています。
- (ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第75期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記(ロ)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能です。
- (ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るための要件)を全て充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、508億円となりました。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,757,784	349,757,784	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	349,757,784	349,757,784		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	349,757,784	-	85,666	-	73,941

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 624,100 （相互保有株式） 普通株式 93,400		単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 348,892,000	3,488,885	同上
単元未満株式	普通株式 148,284		同上
発行済株式総数	349,757,784		
総株主の議決権		3,488,885	

（注）1 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,500株が含まれていますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権35個は含まれていません。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式58株及び次の相互保有株式が含まれています。
サクラ工業株式会社 59株、A.I.S株式会社 50株

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 （%）
（自己保有株式） ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	624,100		624,100	0.18
（相互保有株式） サクラ工業株式会社	静岡県浜松市東区半田町 18番地	93,200		93,200	0.03
（相互保有株式） A.I.S株式会社	静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1	200		200	0.00
計		717,500		717,500	0.21

（注）サクラ工業株式会社及びA.I.S株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会（名称：ヤマハ発動機協力会社持株会、住所：静岡県磐田市新貝2500番地）名義の株式数は含まれていません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	133,707	119,223
受取手形及び売掛金	166,531	171,387
商品及び製品	134,215	147,866
仕掛品	39,971	40,402
原材料及び貯蔵品	39,372	36,852
その他	53,705	52,822
貸倒引当金	6,297	6,310
流動資産合計	561,205	562,244
固定資産		
有形固定資産	248,430	249,868
無形固定資産	3,469	3,425
投資その他の資産		
投資その他の資産	88,911	89,125
貸倒引当金	1,596	1,601
投資その他の資産合計	87,314	87,523
固定資産合計	339,214	340,818
資産合計	900,420	903,062
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	121,974	116,901
短期借入金	42,919	74,482
1年内返済予定の長期借入金	69,398	58,788
賞与引当金	9,292	15,151
製品保証引当金	25,112	18,642
その他の引当金	1,137	969
その他	96,581	71,500
流動負債合計	366,415	356,437
固定負債		
長期借入金	162,403	169,444
退職給付引当金	39,611	42,771
その他の引当金	7,590	4,945
その他	14,484	13,660
固定負債合計	224,090	230,822
負債合計	590,505	587,259

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,666	85,666
資本剰余金	74,582	74,582
利益剰余金	249,478	256,469
自己株式	683	685
株主資本合計	409,044	416,033
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,470	1,594
土地再評価差額金	11,050	11,049
為替換算調整勘定	137,860	138,802
その他の包括利益累計額合計	128,280	129,347
新株予約権	109	109
少数株主持分	29,042	29,007
純資産合計	309,914	315,803
負債純資産合計	900,420	903,062

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	985,751	909,473
売上原価	763,839	729,037
売上総利益	221,912	180,436
販売費及び一般管理費	161,188	157,631
営業利益	60,723	22,804
営業外収益		
受取利息	5,951	4,271
その他	10,945	10,888
営業外収益合計	16,896	15,159
営業外費用		
支払利息	5,304	5,089
為替差損	2,246	2,115
その他	2,206	2,713
営業外費用合計	9,757	9,918
経常利益	67,862	28,046
特別利益		
固定資産売却益	256	155
特別利益合計	256	155
特別損失		
固定資産処分損	429	568
減損損失	-	1,056
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	552	-
災害による損失	314	-
その他	218	130
特別損失合計	1,515	1,755
税金等調整前四半期純利益	66,602	26,445
法人税、住民税及び事業税	20,856	12,672
法人税等調整額	849	3,170
法人税等合計	20,007	9,502
少数株主損益調整前四半期純利益	46,594	16,943
少数株主利益	6,605	2,641
四半期純利益	39,989	14,302

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	46,594	16,943
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,154	122
為替換算調整勘定	21,371	366
持分法適用会社に対する持分相当額	313	46
その他の包括利益合計	23,840	442
四半期包括利益	22,754	16,500
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	18,735	13,298
少数株主に係る四半期包括利益	4,019	3,202

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	66,602	26,445
減価償却費	24,853	24,913
減損損失	-	1,056
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,304	543
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,770	2,325
製造物賠償責任引当金の増減額(は減少)	13,362	2,657
受取利息及び受取配当金	6,415	4,578
支払利息	5,304	5,089
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	119	33
有形及び無形固定資産処分損益(は益)	429	568
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	552	-
売上債権の増減額(は増加)	7,844	6,527
たな卸資産の増減額(は増加)	8,323	12,171
仕入債務の増減額(は減少)	14,105	3,363
その他	15,684	9,747
小計	78,254	20,775
利息及び配当金の受取額	7,729	5,773
利息の支払額	5,902	5,256
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	26,665	19,081
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,416	2,212
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,354	298
定期預金の払戻による収入	2,891	313
有形及び無形固定資産の取得による支出	31,200	33,344
有形及び無形固定資産の売却による収入	871	1,134
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	3,029
その他	5,230	1,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,022	36,350
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	810	34,804
長期借入れによる収入	10,032	74,248
長期借入金の返済による支出	36,964	78,718
自己株式の増減額(は増加)	1	1
配当金の支払額	-	7,157
少数株主への配当金の支払額	4,924	6,506
その他	293	289
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,962	16,379
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,282	2,756
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,850	15,001
現金及び現金同等物の期首残高	203,878	133,593
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	97	548
現金及び現金同等物の四半期末残高	184,125	119,139

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 268百万円 (その他) 株式会社エンルムマリーナ室蘭 49 株式会社マリーナ河芸 5 <hr/> 計 323 上記の金額には保証類似行為によるものが274百万円含まれています。	1 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関する保証類似行為によるものです。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 256百万円
2 受取手形割引高は2,414百万円です。	2 受取手形割引高は672百万円です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) 現金及び預金勘定 184,427百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 495 流動資産のその他 193 <hr/> 現金及び現金同等物 184,125	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年9月30日現在) 現金及び預金勘定 119,223百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 333 流動資産のその他 250 <hr/> 現金及び現金同等物 119,139

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 株主資本の金額の著しい変動

平成23年3月24日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、資本準備金23,814百万円、利益準備金3,775百万円を減少させ、それぞれその他資本剰余金と繰越利益剰余金に振替えるとともに、その他資本剰余金のうち23,565百万円を繰越利益剰余金に振替え、第1四半期連結会計期間において欠損を填補しました。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月23日 定時株主総会	普通株式	5,411	15円50銭	平成23年12月31日	平成24年3月26日	利益剰余金
平成24年8月7日 取締役会	普通株式	1,745	5円00銭	平成24年6月30日	平成24年9月10日	利益剰余金

2 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	691,511	140,388	71,154	26,570	929,625	56,126	985,751	-	985,751
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	19,614	19,614	19,614	-
計	691,511	140,388	71,154	26,570	929,625	75,741	1,005,366	19,614	985,751
セグメント利益 (注)2	32,942	8,543	9,329	5,449	56,266	4,457	60,723	0	60,723

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	二輪車	マリン	特機	産業用機械 ・ロボット	計				
売上高									
外部顧客への売上高	597,781	153,983	72,765	24,795	849,325	60,147	909,473	-	909,473
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	19,575	19,575	19,575	-
計	597,781	153,983	72,765	24,795	849,325	79,723	929,049	19,575	909,473
セグメント利益 (注)2	2,752	10,712	2,672	3,792	19,929	2,875	22,804	0	22,804

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、電動アシスト自転車、産業用無人ヘリコプターに係る事業を含んでいます。

2 セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、量的重要性が増加したことに伴い、前第3四半期連結累計期間まで「その他」に含めていた「産業用機械・ロボット」を報告セグメントとしています。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	114円55銭	40円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	39,989	14,302
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	39,989	14,302
普通株式の期中平均株式数(株)	349,096,264	349,094,356
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	114円55銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	14,041	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成21年5月29日取締役会決議ストック・オプション(株式の数112,000株)は希薄化効果を有しなくなりました。

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年8月7日開催の取締役会において、当期の中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(1) 中間配当による配当金の総額..... 1,745百万円

(2) 1株当たりの金額..... 5円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成24年9月10日

(注) 平成24年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、支払いを行っています。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月7日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝口 隆弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。